

## <資料 3>

### いじめを認知したときの対応チェックシート（学校用）

区分	No	項 目	確認欄
関係生徒に係る初期対応	1	いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。	
	2	いじめられた生徒といじめた生徒の双方から、いじめの内容等について十分に話を聞いている。	
	3	関係生徒の保護者へ第1報を行っている。	
	4	いじめられた生徒の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
組織的対応	5	管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
	6	「いじめ問題対策委員会」を開催し、校長を中心として、指導・支援体制の方針等を決定し、迅速に対応している。	
	7	関係生徒から聞き取った内容をもとに事実関係を改めて確認し、必要に応じて再調査を行うとともに、その内容を保護者に報告している。	
	8	必要に応じて職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応方針等を確認し、共通理解を図っている。	
いじめた生徒への対応	9	いじめた生徒や学級等へ「いじめは決して許されない行為である」と毅然として指導している。	
	10	いじめた生徒が抱える問題等、いじめを行った背景もとらえながら指導している。	
	11	不満やストレス(友人関係や学習, 進路, 家庭生活の悩み)があっても、適切な方法で発散することができるよう指導している。	
	12	いじめた生徒の保護者に十分説明を行い、理解を得た上で指導を行っている。	
いじめられた生徒のケア	13	いじめられた生徒の安全確保に配慮した対応をしている。	
	14	「いじめが再発していないか」、「いじめられた生徒が嫌な思いをしていないか」など、全教職員による見守りと個人面談による確認など、適切な支援・指導を行っている。	
	15	いじめられた生徒の不安がなくなり、安心して学校生活を送ることができるよう、継続的な支援を行っている。	
県教委への報告	16	<通常事案> 認知したいじめ事案について、県教育委員会へ「問題行動等月例報告」を通じて報告している。	
重大事態等に係る取組	17	<重大事態及び重大事態が疑われる事案> 県教育委員会へ、いじめの事実と対応の第1報を行っている。 (※ 「問題行動等月例報告」への記録)	
	18	<犯罪行為が疑われる事案> 必要に応じて、警察等の関係機関に連絡をとり、連携を図っている。	
再発防止の取組	19	保護者やPTA等と連携して、事後の対応やいじめの再発防止に取り組んでいる。	
	20	学校評議員や地域の関係者と連携して、事案への対応やいじめの再発防止に取り組んでいる。	